博士課程修了時期に関する物理学専攻内規

（平成26年6月5日専攻会議提案，9月6日専攻会議決定）

① 2月，6月，9月，11月の定例専攻会議で博士論文の審査結果報告および審議が行われ承認された場合，その結果を教育会議に附議する*。

② 上記月以外の修了を希望する学生はその旨を主査に申し出て，主査はそれを専攻主任に申し出る。専攻主任がこれを必要と認めた場合，サブコース会議を招集して審査結果報告および審議を行い，承認された場合はその結果を8月を除く毎月行われる教育会議に附議する**。

* 教育会議で認められれば，学生はそれぞれ3月，6月，9月，12月の末日に博士課程を修了できる。

** 教育会議で認められれば，学生はその月の末日に博士課程を修了できる。

本内規は平成26年10月1日より発効

課程博士（退学者）および論文博士の学位授与についても本内規を準用する。